

令和4年度社会福祉法人橘風会 事業計画（案）

【 理 念 】

親孝行

親孝行の真心をご家族と共有し思いやりの支援を提供します。

私たちは笑顔で喜んでもらえることを最高の幸せと感じ、誠心誠意つくします。

私たちは高齢者介護を通して地域貢献に努めます。

I 総務部事業計画

基本方針

1. それぞれの分掌事務を円滑に、且つ、確実に執行するためのサポートを行うとともに、施設全体の事務業務が的確に実施されるよう取り組んでいきます。
2. 求められる意識と能力を身につけ、個々の職員の能力向上を図り、総合的な組織力を向上させる人材育成に取り組んでいきます。

令和4年度目標

1. 日本人労働者の減少を見据えた新たな人材採用スキーム確立の為、特定技能実習生の雇用を行い、日本での就労及び生活が円滑に行えるよう教育・訓練を実施します。
2. 災害時に運用を行う業務継続計画（BCP）の策定が完了し、計画書をもとに定期的な防災訓練を実施します。
3. ICT化を促進し、業務効率及び生産性の向上を行います。

令和4年度法人共通研修

	研 修 名	内 容
4月	諸規程の説明・接遇	諸規程・社会人としてのマナー・処遇改善及び特定処遇改善について
5月	食中毒の予防と蔓延予防	食中毒に対する知識と予防方法
6月	褥瘡の予防	メカニズムと予防方法
8月	身体褥瘡	身体拘束及び褥瘡予防
9月	認知症に関して	認知症の理解
10月	感染対策について	感染症の予防と蔓延予防
11月	身体褥瘡	身体拘束及び褥瘡予防
12月	リスクマネジメント	メカニズムと予防方法

Ⅱ 施設支援部事業計画

1. 施設介護課基本方針

1. 親孝行の視点で利用者の想いに寄り添うケアを提供します。
2. 『ねむの丘ケア方針』に基づいた愛情あるケアを提供します。

各部署の目標

① 生活相談員

- ご利用者の意志を確認し尊重できるよう、ご家族及び多職種で協働することで人生を彩る支援を提供します。

② 介護支援専門員

- 「人が生きること」を総合的に把握しあるべき生活をサービス計画書にまとめ、統一した個別ケアを提供します。

③ 管理栄養士

- 多職種連携により、個々の身体機能や嗜好に応じた食事を、真心をこめて提供することで、食の楽しみや喜びを感じていただけるよう支援します。

④ 介護

橘組

- ケアプランの重要性を理解し、ご利用者の思い・願いを知り統一したケアを提供します。

風組

- 個別のご利用者が笑顔になれる事柄を共有し意図的に関わる事で自己肯定感が高まる援助をチームで提供します。

花組

- ご利用者が居心地がよいと感じられる環境で安心して過ごせ、思いや希望を知り望むケアを提供します。

月組

- ご利用者の願いを確認しご家族と共に実現することで楽しみと喜びのある日々を提供します。

宙組

- ご利用者の思いや願いを確認し真の想いを考え気持ちに寄り添った支援を提供します。

星組

- ご利用者が笑顔で生活して頂く為に、笑顔になるポイントをまとめ、コミュニケーションを通して、自己肯定感を感じられる支援を個別に提供します。

楓組

- ご利用者の意思を尊重し、想いを叶えることで幸福感に満たされた生活が送れるよう支援します。

桜組

- ご利用者のご家族の「思い・願い」を知り関わることで、お互いが笑顔で過ごせるよう支援します。

⑤ 短期入所生活介護

- レクリエーションや生活リハビリを取り入れ、おもてなしの心で接することで、活動的で居心地の良い環境で過ごして頂けるよう支援します。

2. 医務課基本方針

本人・家族の代弁者となり自己決定の支援をします。

目標

- 医療：ご利用者・ご家族の思いに寄り添い、全身状態に合わせた支援を多職種と連携し提供することで、満足した人生と感じられる支援を提供します。
- 機能訓練：ご利用者・ご家族の思いに寄り添い、心豊かな生活が送れるように生活機能を把握し機能訓練を行います。

委員会の目標

- ① リスクマネジメント委員会
 - リスクへの気づきをチームで共有し、統一したケアを行うことで事故を未然に防ぎ、ご利用者の安全な生活環境の整備に努めます。
- ② 資質向上委員会
 - 理念及び基本方針を共有し、質の向上や業務の改善を図り職員がやりがい・向上心を持って日々のケアを提供します。
- ③ 食事改善・食中毒対策委員会
 - 摂食嚥下機能を分析することで、本人にとって最善の意思決定支援を行い、口から食べる楽しみと喜びの継続を支援します。
- ④ 感染症対策委員会
 - ご利用者が安全に過ごせるよう、平時及び発生時の感染症対策の徹底に努めます。
- ⑤ 排泄委員会
 - 適切な排泄物品を正しく使用する事で、快適で心地よい個別の排泄ケアを提供します。
- ⑥ 身体拘束・虐待防止委員会
 - 身体：身体拘束への理解を深め、利用者の気持ちに寄り添った支援を提供します。
 - 虐待：虐待防止指針の理解を深め、ご利用者の尊厳保持と利用者本位の支援を提供します。
- ⑦ 褥瘡委員会
 - 褥瘡予防物品の適切な管理と使用方法の評価を行う事で、褥瘡を予防するケアを提供します。
- ⑧ 広報委員会
 - 広報誌、ブログ、ホームページを通して、福祉関係者及び学生等にも当法人を知っていただけるよう、広い範囲での発信を行います。

研修の目標

- ① ケア方針研修(食事)
 - 摂食嚥下のメカニズムを理解し、安全においしく食事をして頂けるケアを提供します。
- ② ケア方針研修(排泄)
 - 排泄のメカニズムを理解して、下剤に頼らないケアを提供します。
- ③ ケア方針研修(移動・移乗)
 - 移乗介助のリスクを理解し、適切な声かけで協力動作を促し安全・安楽なケアを提供します。
- ④ ケア方針研修(入浴)
 - 身体機能に応じた基本的技術を身につけ、安全に気持ち良く入浴して頂けるケアを提供します。
- ⑤ ターミナルケア研修
 - 老いについての特徴を理解し、最期までその人らしさを尊重した支援を提供します。
- ⑥ 認知症ケア研修
 - 認知症を理解するために基礎知識を学び、個別ケアを提供します。
- ⑦ 人材育成研修
 - 法人理念を踏まえ、施設の目的を理解するとともに、各自がリーダーシップを発揮できる人材を育成し、質の高いケアを提供します。

Ⅱ 在宅課事業計画（案）

基本方針

高齢者の皆様が住み慣れた地域社会において、自分らしく笑顔で暮らせるよう親孝行の理念をもって支援する。

1. 人生の大先輩である高齢者の皆様の尊厳を守りながら、真心を込めて支援する。
2. ご利用者の皆様に愛され、ご家族の皆様に信頼されるサービスを提供する。

【各事業所の目標】

（居宅介護支援事業所）

迅速かつ丁寧な対応を心掛け、信頼のおけるケアマネとして日々努力を惜しまない

事業内容

- ① 介護保険の要介護認定申請代行
- ② 福祉用具購入及び住宅改修等の申請代行
- ③ アセスメント及び居宅サービス計画作成
- ④ サービス担当者会議の開催
- ⑤ モニタリング訪問
- ⑥ 各事業者提供票作成
- ⑦ 介護給付費の請求業務
- ⑧ 介護予防支援事業及び介護予防ケアマネジメント事業の受託
- ⑨ 地域包括支援センターとの連絡調整

（デイサービスセンター虹の家）

機能維持、向上を目的とした機能訓練・認知症予防・余暇活動を通じて、ご利用者が楽しみながら笑顔で過ごせ、在宅での生活が継続できるよう支援します。ご家族様へは介護負担が軽減できるよう可能な限りご希望にお応えし、関りあいの中で信頼関係を構築し、安心して送り出せるよう支援します。

科学的介護の理解と活用に向けた準備を進めていき、職員の資質及びサービスの向上に努めます。

事業内容

- 定員 30 名
通常規模型

- 事業の種類
通所介護 要介護1～5
日常生活支援総合事業
- 開館日 月曜日～土曜日
- 休館日 日曜日及び12月31日～1月3日まで
- サービス提供時間 9時15分～16時30分

令和3年度 行事計画

通所介護事業所

	行事内容		行事内容
4月	お花見	10月	運動会（消防訓練）
5月	端午の節句（消防訓練）	11月	芋煮会
6月	一日喫茶	12月	クリスマス会
7月	農休み・七夕	1月	新年会・餅つき
8月	夏祭り	2月	節分
9月	敬老会・十五夜	3月	ひな祭り

各月誕生会・カレンダー作成・創作レクの実施

（第二デイサービスセンター虹の家）

- ・ご利用者の在宅生活継続を支援するため、個々に合った機能訓練の実施や余暇活動を通じて身体機能や意欲の維持・向上に努めます。
- ・科学的介護の理解と活用に向けた準備を進めていき、職員の資質及びサービスの向上に努めます。

事業内容

- 定員 24名
通常規模
- 事業の種類
通所介護 要介護度1～5
日常生活支援総合事業
- 開館日 月曜～土曜日
- 休館日 日曜及び12月31日～1月3日まで
- サービス提供時間 9時15分～16時30分

令和4年度 行事計画

通所介護事業所

	行事内容		行事内容
4月	花見	10月	運動会・ハロウィン (消防訓練)
5月	端午の節句・母の日 (消防訓練)	11月	収穫祭
6月	父の日	12月	クリスマス会
7月	夏祭り	1月	新年会・餅つき
8月	七夕祭り	2月	節分
9月	敬老会	3月	ひな祭り

各月誕生会・カレンダー作成・創作レクの実施

(訪問介護事業所)

ご利用者の心身状態の情報を多職種と共有し、個々の心身の状態や生活環境を踏まえ、安心して充実した在宅生活が送れるよう最適な支援を提供します。

また、研修会を通し、情報共有に努める事と共に感染予防対策においても周知徹底し支援を行います。

事業内容

- 事業の種類
訪問介護 要介護度1～5
予防訪問介護 要支援1・要支援2
日常生活支援総合事業
- 身体の介助・・・食事、排泄、衣類の着脱、入浴、身体の清拭、洗髪、
その他必要な身体介助
- 生活援助・・・調理、洗濯、清掃、生活必需品の買い物、関係機関と
の連絡、その他必要な家事
- 身体介助と家事援助との複合型の他に相談、助言などのサービスを行う。

(渋川市北橋地域包括支援センター)

1. 事業目的

「地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援すること（介護保険法第 115 条の 46）」を基本目的とし、以下の 4 点を主な視点として事業を実施します。

- ① 総合性 高齢者の多様なニーズや相談を総合的に受け止め、尊厳ある生活継続のための必要な支援につなげます。
- ② 包括性 介護保険サービスのみならず、地域の保健・医療・福祉サービスやボランティア活動、支えあいなど多様な社会資源を有機的に結びつけます。
- ③ 継続性 高齢者の心身の状態の変化に応じて、生活の質の確保を目指し適切なサービスが継続的に利用できるよう必要な支援を行います。
- ④ 予防性 地域ニーズを踏まえ、高齢者が自立した日常生活を送るため適切なケアマネジメントを実施し介護予防の取り組みを行います。

2. 運営方針（事業目標）

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていただけるように、高齢者本人や家族、地域住民などから受けた相談を把握し、関係機関と連携して解決に努め、地域の高齢者の生活を総合的に支えていくための拠点としての機能強化を目指します。

3. 事業内容

(1) 総合相談支援事業

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするために、どのような支援が必要かを把握し、適切なサービス、関係機関または制度の利用につなげるなどの支援を行います。

(2) 権利擁護事業

権利侵害を受けている、または受ける可能性が高いと考えられる高齢者が、問題を抱えたまま生活している場合があります。このような高齢者のために実態を把握した上で「権利擁護」の視点に基づいて、権利侵害の予防や侵害を受けている方への対応を行っていきます。必要に応じて適切なサービスが利用できるように支援し、日常生活自立支援事業や成年後見制度などが活用できるよう支援していきます。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント事業

高齢者が、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関の連携、在宅と施設との連携など、地域において多職種間相互に連携を取り合い、個々の高齢者の状況や変化に応じて包括的かつ継続的に支援します。

(4) 介護予防ケアマネジメント事業（指定介護予防支援事業・第1介護予防支援事業）

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活を継続することができるように努め、本人が自立できることを基本目標とし、サロンへの参加及び介護教室を開催し、利用者の主体的な活動と参加意欲を高められるように支援します。

他事業所に委託を行う場合は、介護支援専門員と連携し地域資源を活用しながら適切なケアマネジメントができるよう支援する。